

自由同和

大阪版

運動スローガン

- 1. 自由な論議の場を!
- 2. 行政の主体性の確立
- 3. エセ同和行為の排除

ホームページ▶▶

No. 375

2018年(平成30年)5月25日発行

発行所: 自由同和大阪版本部事務局
 堺市堺区富屋町西1丁目2番2号 三徳ビル3F
 電話(072)224-1111

発行人: 阪本孝義
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)
 振込: 三菱UFJ銀行堺支店(普通)0016139

http://jiyudowa-osaka.org/

大会趣旨

一昨年の12月に「人権擁護法案」の関連法として「部落差別解消法」が成立したことで、今年度は6条に規定する実態調査が実施される。

この実態調査については、法務省が(公財)人権教育啓発推進センターに、その手法・内容等について委託したことで、当センター内に有識者会議を設置し、自由同和会、全国地域人権運動総連合、部落解放同盟の3団体から意見を聴取したが、参議院法務委員会での「対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということは全く考えておりません」と法案提出者が答弁したように、私どもも、行政によるアウティングにならぬよう注意を喚起した。

一方、未だ、調査に係る手法・内容等については明確になっていないが、法に規定する部落差別の実態調査ではなく、部落の実態調査を求め、条例化を推進する動きがあることには警戒しなくてはならない。

本大会では、「部落差別解消法」の成立を踏まえ、法に規定する「教育・啓発の推進」を有効に活用するため、今後の人権教育・啓発では、どのような内容で同和問題を取り上げるのか、長年同和問題に関与され、大学の現場で人権教育を実施されている京都産業大学の瀧本昌久・文化学部教授からご教授をいただき、本会としての考えをまとめるとともに、「部落差別解消法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」などには救済に関する条項がないことから、改めて簡易・迅速・柔軟に人権救済を行う国家行政組織法の第3条委員会である「人権委員会」の設置を中心に「人権擁護法案」の成立を求めるなど、自由同和会の運動の方向性を決める運動方針や事業計画などを審議決定する定期大会である。

自由同和会 第33回全国大会



川上高幸中央本部会長の挨拶

和会 第33回全国大会



二階俊博自由民主党幹事長の御祝辞

自由同和会第33回全国大会開催

平成30年5月23日(水)午後2時より「自由同和会第33回全国大会」が自由民主党本部901会議室に於いて開催されました。
 主催者を代表して川上高幸中央本部会長の挨拶、来賓として自由民主党一橋俊博幹事長をはじめとして、来賓の方々のご祝辞を頂戴しました。
 記念講演として、「人権教育・啓発の今日的課題」-同和問題をどのように取り上げるべきか-と題して、京都産業大学文化学部 瀧本昌久教授の講演がありました。
 その後、議事に移行し本部議案すべて承認され総会を終了しました。
 大阪府本部部長会長以下多数参加しました。自由民主党大阪府支部連合会会長の左藤章兼議院議員及び大阪選出の国会議員の先生方も多数ご出席・ご祝辞を頂戴しましたことを御礼申し上げます。

決議

われわれは、個人給付を含む過去の同和对策や法的には存在しない旧同和地区の指定や旧同和関係者を差別する部落の実態調査等を求める内容の条例化には断固反対する。

- その理由、
1. 旧同和関係者だけを優遇すれば、市民感情を悪化させ、解決の方途にある同和問題の早期解決を妨げること。
 1. 旧同和地区(部落)の再指定は、「部落差別解消法」が恒久法であることから、条例も恒久化し、指定された旧同和地区(部落)は未来永劫固定化されいつまでも同和地区(部落)と言いつけられる可能性が高いこと。
 1. 旧同和関係者を差別することは、地域の中で平穩に暮らしている関係者と関係者以外の人達に分断を持ち込むことになり、さらに、行政によるアウティングになること。

平成30年度運動方針(自由同和会中央本部)

はじめに
 平成28年12月に、どのようなことが部落差別に該当するかの定義がなく、被害を受けた際の救済制度もなく、きわめて不十分であると言わざるを得ない「部落差別の解消の推進に関する法律」が、私どもの運動の成果として成立した。
 十分であったと後述するように、人権教育・啓発の中で同和問題の取り扱いは前記の通り、人権教育・啓発で同和問題の取り扱いや位置付けについて再検討の動きが見られるが、その内容についても再検討を行い、これまでのような部落差別の結核にも驚かされる内容が解決を妨げる結果にも繋がることから、旧同和関係者の青年にも希望が持てるように、私どもも明記している部落差別の現状を反映した内容に改めよう同和地域公共団体にも意見を聴取した。
 また本年は、法にも規定する「部落差別の実態調査」が実施されるが、この実態調査については、昨年、法務省から委託された(公財)人権教育啓発推進センターが、当センター内に、6条に係る調査の内容、手法等に関する有識者会議を設置して検討しており、私ども自由同和会支部連合会、全国人権運動総連合の3団体からも意見を聴取した。
 この有識者会議でのヒヤリングで私どもは、今回の調査は「部落の実態調査」ではなく「部落差別の実態調査」であることを踏まえ、現在では法的には「同和地区(部落)」や同和関係者が存在しない同和地区(部落)や同和関係者が存在しない同和地区(部落)の実態調査(生活実態調査)ではなく、2つの調査を要請した。
 一つは、法務省の「人権侵害事件調査処理規定」での新規受理件数と地方公共団体が把握する差別事件の件数に大きな乖離があり、部落差別の実態を反映していないことから、地方公共団体が把握する部落差別の件数とその内容をまとめること。
 二つ目は、これまでのような実態調査では、国民が部落差別に実際に遭遇や見聞きしたことなど体験などを把握できる内容の意識調査を要請した。(詳細については、本大会資料に添付する、6条に係る調査についての意見を参照)
 この実態調査については、対立する意見が出ることを予期し、法案を審議する参議院法務委員会、どのような調査を想定しているのかの質問に対して「この法案の下で実態調査を行うというものは、そうした旧同和地区を特定した上で、その中の個人の個人を特定した上で調査ということではなく、全く行う予定はございません」と、発言は答弁し、更に「附帯決議においても、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」と、旧同和地区の再指定や同和関係者の差別が必要になり、平成5年の実態調査でも4.4%と同和関係者が半数に達していることにより「一層居住が進み、旧同和関係者が多数居住する」という旧同和地区(部落)の概念が変わりつつあるものは、再指定と差別により、今回成立した法律は時限法ではなく恒久法であることから、法律が廃止されるまで未定水勘、同和地区(部落)、同和関係者と併べられ、固定化することになるので、私ども自由同和会は反対の意を示した。
 時計の針を戻した一部は、同和对策の復活や生活実態調査を可能にする内容の条例を地方公共団体に求め、時代が解決の方途にある同和对策の復活を妨げ、時代に逆行する条例化には明確に反対する。
 都府県本部と各市町村支部は、条例化の動きには注視し、断固として阻止することとする。
 この間、「障害者差別解消法」-障害者差別防止法「児童虐待防止法」-高齢者虐待防止法「いじめ防止法」-男女共同参画基本法「ヘイトスピーチ解消法」等々の個別法が制定されているが、被害者の救済措置が十分ではないことから、「人権擁護法案」を台形形成ができる内容に見直し、成立を求め続ける。
 「障害者差別解消法」は平成25年6月に制定され、同法第6条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が平成27年の2月に制定公表され、各府県において「国等職員対応要項」と「事業者のための対応指針」が作成された後、平成28年4月から施行されたが、今後はこれらに基づき各府県の各種施策の実施状況を注視していく。
 地方公共団体についても、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の策定と実施を求めるとともに、「職員対応要項」の策定を求めている。大半の地方公共団体は策定済みだが、一部の市町村に遅れがあることから策定を急がせていく。
 また、障害を理由とする差別に関する相違や紛争の防止及び解消を図ることに、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を求めているが、都道府県・指定都市は大半が設置済みだが市町村には大幅に遅れていることから、この協議会が早期に設置されるよう市町村に求めていく。
 障がい者の雇用については、平成25年4月から法定雇用率が引き上げられたことで、平成29年(6月1日現在)の雇用数や雇用率も過去最高を更新して、民間企業では49万5,795.0人の対前年4.5%(21.1万人)の増に達しており、法定雇用率の達成企業の割合は、90.0%で対前年比1.2ポイント上昇しているが、やっとならぬように留意することから企業に雇用の促進を強力に求めていく。

また、厚生労働省は「障害者の雇用の促進に関する法律」を平成25年6月に改正し、この改正に基づき、障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に關し、事業主が適切に対処するための「指針」と雇用分野における障害者と障害者でない者との均等な機会をしくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつておる事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する「指針」を平成27年3月に策定している。

この指針も平成28年4月から施行されており、この指針では、募集採用時や採用後での差別禁止や合理的配慮を定めているので、この指針が守られていくかの点を確認して行く。

なお、昨年の運動方針で示したとおり、精神障害者の雇用も義務化され、本年4月から法定雇用率も現行の2.0%から2.2%に引き上げられたので、精神障害者が雇われる機会も増えていく。

「ノーマライゼーション（共生社会）」の観点からのインクルーシブ教育（特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する）システムでの推進として、都道府県が特別支援教育専門家等（早期支援コーディネーター・発達障害支援、合理的配慮に関するコーディネーター2名、外部専門家等が34名）を、医師のケアのための看護職員1,500人への配置、また、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制構築（幼稚園、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解）への「バリアフリー」の推進（26地域など）、障害者差別解消法の施行を踏まえ、特別支援教育の充実に向けた予算は増加しているが、インクルーシブ教育システム推進事業は削減されていることから、予算の拡充を文部科学省に求める。

虐待については、「障害者虐待防止法」では虐待行為の範囲を、養護施設及び障害福祉施設の従事者及び職員が用いる事業主としており、特別支援学校や特別支援学級で体罰が表面化している中、虐待の温床となつておる施設や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を市町村では「障害者虐待防止センター」を設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

児童の虐待については、平成13年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」や、児童福祉法の改正による改正が、虐待の定義や通報義務の拡大、警察に対する通報要請、出頭要求の制度化、裁判所の許可を得た立入調査と臨検・捜索、立入の拒否での罰金の引き上げ、地方公共団体での要保護児童対策地域協議会の設置等、児童相談所や福祉事務所の機能を強化してきているが、平成28年の4月からは裁判所の許可を得る立ち入り調査要件が顕著化されたので、児童相談所や福祉事務所及び警察と連携を取り連携を強化して行く。

なお、昨年1年間に警察から児童相談所に虐待を受けた疑いがあるとして報告された18歳未満の子どもの数は6万5,431人（前年比20.7%増）になっている。

学校での「いじめ」については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義の拡大や明確化がされたが、未だに「いじめ」による悲惨な自殺が続いていることから、「いじめ」の防止のための基本的な方針を改訂するとともに、「いじめ」の重大事態の調査に関するガイドラインが策定された。

基本的な方針の改定では、発達障害を含む障害のある児童生徒（性同一性障害や性的傾向・性自認（LGBT）に属する児童生徒）と日本大震災により被災した児童生徒等については特に配慮が必要と明記された。インターネット上には特に関心が集まる大人格被害に当たり、被害者等に深刻な被害を与えかねない行為であることと理解させる取り組みを行うことも明記された。

また、いじめの解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止まっている状態が3か月以上継続していることとした。

新たに策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、「基本方針（平成25年10月）」、「子ども自殺が起きたときの調査調査の指針（平成28年3月）」が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにも関わらず、「基本方針」及び「調査の指針」に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事例が発生していることを踏まえ、「ガイドライン」を策定したとしている。今後はいじめによる悲惨な出来事が起こらないよう、各学校に設置された「いじめの防止等の対策のための組織」の点検と、スクールカウンセラーの平成30年度までの目標の全小中中学校で27、500校、平成30年度までは26、700校への設置、4月開校するSOSダイヤル、外部専門家を活用して学校を支援する取組（特別地域）、インターネットを通じていじめの被害等に対応するための学校ネットパトロール等（特別地域）、重大事態発生時の指導員等体制の強化（現状調査や現地支援を行うための職員派遣、新規事業として、いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNSを活用した相談体制構築のための立ち上げ、専門職員の支援（5箇所）及びスクールカウンセラーの平成30年度までの目標のすべての中学校区（約1万人、平成30年度までは5,600人）への配置を早期に達成するために、予算の更なる拡充とともに、コミュニティ・スクールの拡大を文部科学省に求める。

また、いじめの防止のための連絡が重複され、道徳が正式な教科になり、小中学校は本年4月から、中学校は平成31年4月から、全面実施になることから、差別をしない、させない、見逃さないことは最高の道徳だと思われ、道徳も最大限に活用するよう求める。

性同一性障害や性的傾向・性自認（LGBT）に係る児童生徒については、既に、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の事例を挙げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導しやすいものを要望を受け、性傾向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についてをまとめ、各学校に配布されている。その実施状況や問題点等を確認する。

一方、女性の人權については平成13年10月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」によって、平成14年4月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成19年7月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターを設置していき、平成29年3月現在、全国2,622施設で、その内市町村が設置する施設は約1,000施設である。

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、平成28年度は10万6,367件と27年度からは減少しているが3年続けて10万件の大台を突破し、平成29年に警察が対応したもので7万2,455件（前年比3.6%増）で、検挙件数は8,342件となっており、いずれも法執行後最多となっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けた者に限り、保護命令を申し立てることができたのに対して平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者にも、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合においては、保護命令を発することができるようとなった。また、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令が発せられている間に、被害者の親族等への接近禁止命令も発せられることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話着信を禁止する電話等禁止命令も新設されたこと、平成29年度は1,859件について保護命令が発令された。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。なお、「ストーカー規制法」による被害者数も平成29年度では2,079件で、926件が検挙されている。

この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の権限が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記された。相談窓口を複数設置しない市町村が複数存在することから、その体制整備を都道府県・市町村に求める。

今後もDVやストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急避難場所としてのシェルター（一時避難所）が不足しているのを早急に設置するよう市町村に求める。

平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上のため従業員300名以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標とすることなど、計画を策定して公表することを義務付けるものとなっている。実効性があるものにするとともに、従業員300名以下の中小企業は努力義務であり、業務を行っている企業の実績を上げるよう、厚生労働省に要請していく。

1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がな

いかを点検しつつも、高齢者・障がい者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの活用も活用する。一人暮らしの増加を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成させる。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでもどこでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等がバリアフリーに利用できる特定建築物の促進に関する法律」（通称「ハートビル法」）と「高齢者の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）を統合した新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー新法」）が施行されているので、この「バリアフリー新法」と平成28年の4月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建て替えを行う際には、空き家の集約化を図り、集約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地の有効活用を促進する。

また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に一人暮らしの増加を促進する。総合計画の策定を市町村の空き家がある場合には、居住性を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すためにも、就学前の子どもを持つ世帯と新婚家庭や妊婦については優先入居や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立を講じるよう、市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地域の自治会や同和運動団体の役員に任せられていることは、不正行為や居住性を妨げる温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請していく。

資料の対象になつている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応給制度を取り入れる。同時に、見直しを進めていくことになっているが、応能応給制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を盛りこみ、家賃の見直しをすすめるよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」が成立したことと連動する削減や廃止は当然の問題であると考えられるが、これを機会にあらゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談できる、また、広く市民も利用できる公営施設にすることで交流が生まれ、また、同和対策で住環境が改善された同和地区に限らず、市町村と地域の心象を築いていくことにもなるので、障がいのある人もない人も利用しやすい施設にするために、厚生労働省の改修費補助を積極的に活用してバリアフリー化を進めていく。

また、指定管理者制度を活用して活性化を図ることも考慮する。

2. 産業基盤の確立と就労対策

旧同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏つた特性をもっている。このため、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。業種転換する場合に、政府が中小・零細業者向けサブティーンとして実施している各種融資制度の有効活用や各府庁のホームページで最新の情報を有効活用するともに、都府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の確保ができるようになったこと、現在も様々な雇用対策が実施されているので、都道府県と連携を図り、未就労者をなくしていく。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が始まっているので、この制度を積極的に活用していく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修、講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界で類のない高齢化社会に進入していること、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人需要が非常に高く、応募していることが資格の取得を奨励していく。農林漁業者については、TPP（環太平洋経済連携協定）に参加すれば、安い農産物が輸入されることになるので、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直取引や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産、園芸も同様であり、漁業についても、養殖も検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理させることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の表情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が10名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」の連携を深めていくと同時に、障がい者の雇用を促進するため、法定雇用率適用企業者が50人以上の特任企業は2.0%を上回る企業については、特に積極的な雇用をよう求め、1LO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 労働者保護

労働者保護については、276号に続く